

「平成25年度就学援助実施状況等調査」等結果

◆ 平成25年度要保護及び準要保護児童生徒数，平成26年度準要保護認定基準の運用等

平成26年9月に各都道府県教育委員会を通じ，市町村教育委員会に対して，調査を実施。

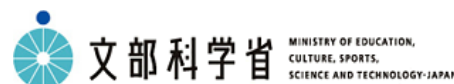
(未回答の市町村を除く1760市町村から回答)

◆ 平成27年度準要保護認定基準の運用等

平成27年6月に各都道府県教育委員会を通じ，市町村教育委員会に対して，調査を実施。

(未回答の市町村を除く1761市町村から回答)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
(平成27年10月)

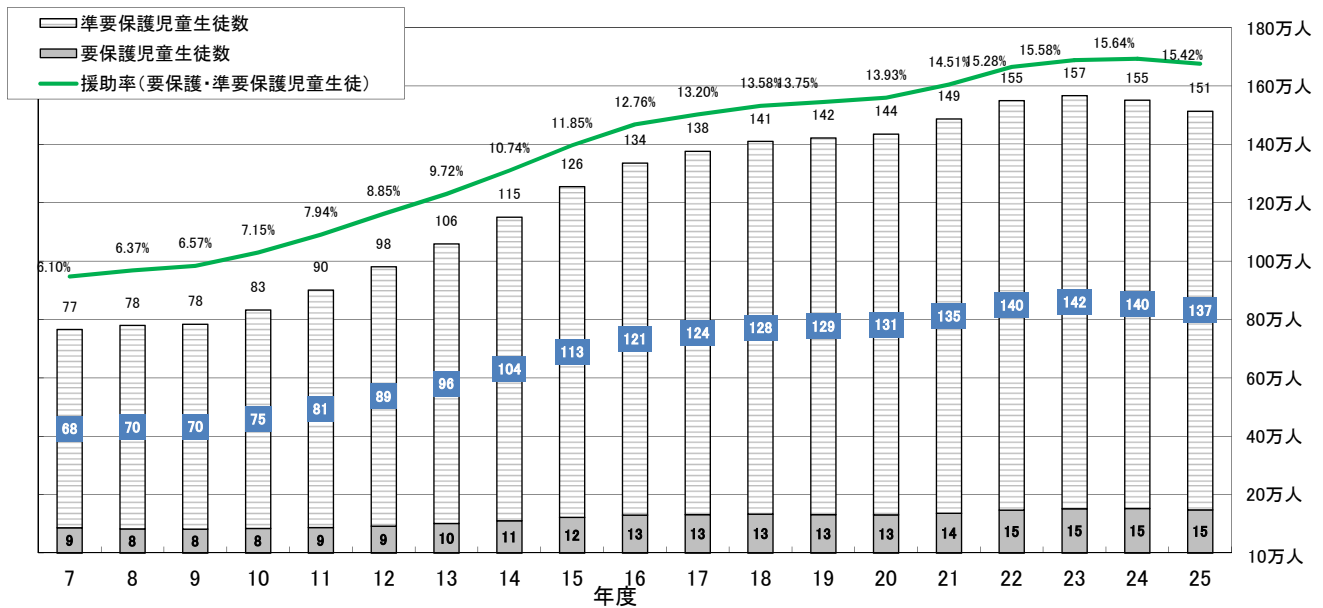


(本調査結果利用上の留意点)

- 本調査結果は，小中学校(中等教育学校の前期課程を含む)の児童生徒を対象として実施される就学援助について，都道府県教育委員会を通じて市町村教育委員会から報告されたものである。
- 要保護児童生徒数は，各年7月1日現在で生活保護法第6条第2項に規定する要保護者として，各市町村が把握している人数である。
- 準要保護児童生徒数は，当該年度内に，各市町村教育委員会が要保護者に準じる程度に困窮していると認定した人数で，学用品費等(学用品費のほか，通学費，修学旅行費など)が支給されたものであり，給食費や医療費のみを支給されたものは除く。
- 被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数は，各年度3月期に被災児童生徒就学援助事業の対象となった人数である。
- 要保護及び準要保護児童生徒数，被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数については，いずれも国立・私立学校の児童生徒が対象になり得るが，その内訳は把握していない。
- 就学援助率については，公立学校児童生徒数に占める割合を表したものである。(国立及び私立学校の児童生徒で就学援助の対象となっている児童生徒は少ないと考えられるため。)
- 要保護児童生徒については，就学援助法の補助対象者はその一部である。(要保護児童生徒については，就学援助法の補助対象費目である学用品費，通学費，修学旅行費のうち，生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため。)

要保護及び準要保護児童生徒数の推移（H7～25）

- 平成25年度要保護及び準要保護児童生徒数(就学援助対象人数)は、1,514,515人(対前年度▲37,508人)で2年連続減少。
- 平成25年度就学援助率は、15.42%(対前年度▲0.22ポイント)。平成7年度の調査開始以来、初めて減少。
- 主な減少要因は、就学援助対象人数については児童生徒数全体の減少、就学援助率については経済状況の改善が挙げられている。(市町村によるアンケートから)



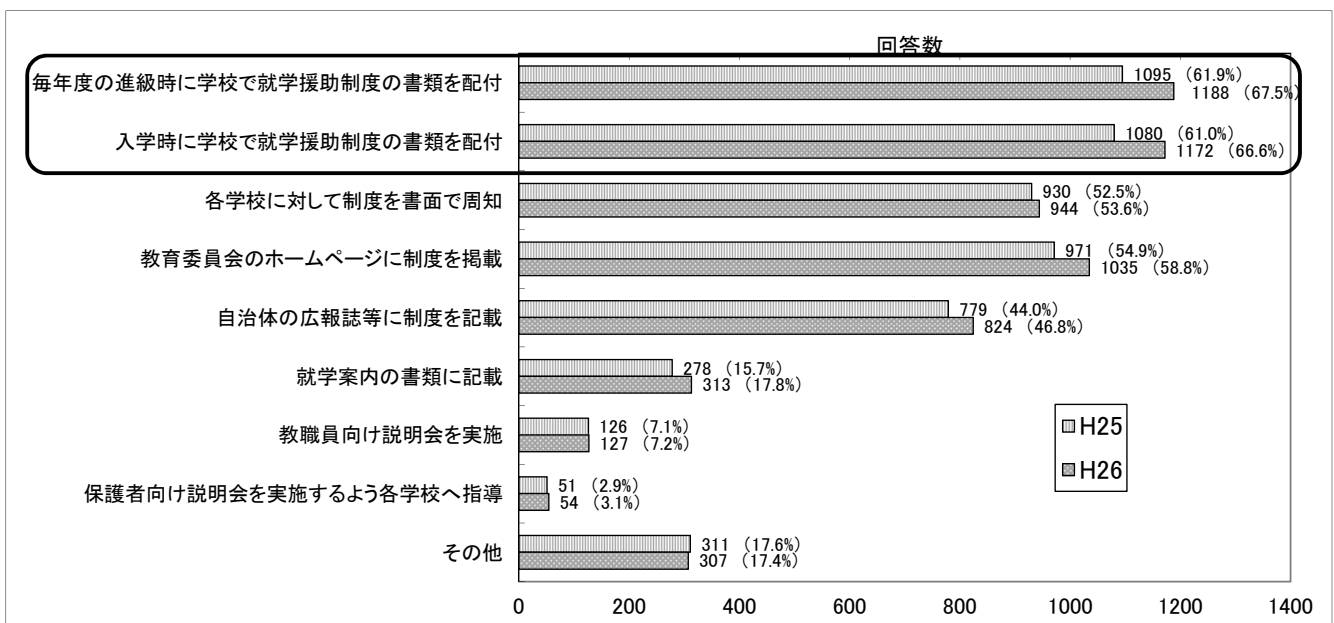
(文部科学省調べ)

※ 要保護児童生徒数：生活保護法に規定する要保護者の数

※ 準要保護児童生徒数：要保護児童生徒に準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの基準に基づき認定した者の数

平成26年度就学援助制度の周知方法 (子供の貧困に関する指標)

- 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合
1188/1760市町村 67.5%(対前年度 +5.6ポイント)
- 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合
1172/1760市町村 66.6%(対前年度 +5.6ポイント)



※複数回答。

※「その他」としては、「入学説明会開催時に就学援助制度の書類を配付」や「民生委員に対して周知」する例がある。

※回答市町村数(H25:1770, H26:1760)

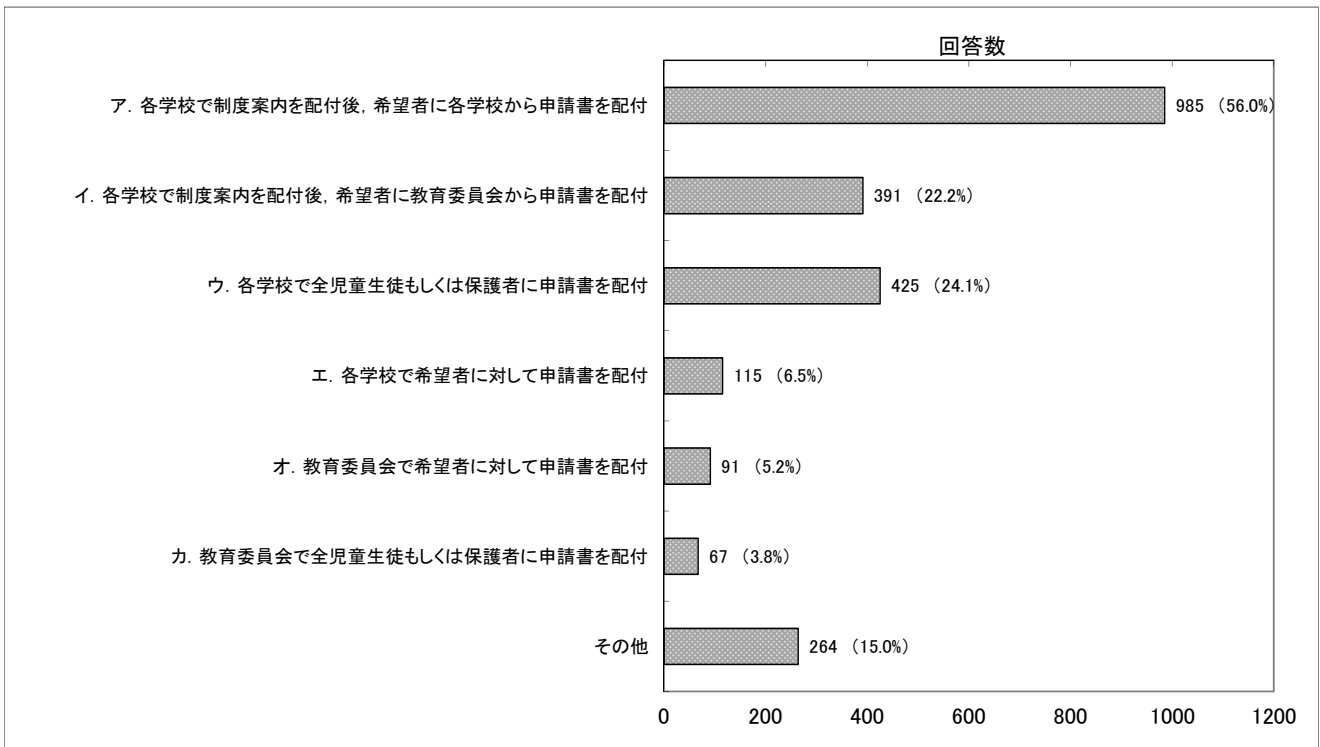
平成26年度就学援助制度 (準要保護認定基準の概要)

認定基準の主なもの	H26市町村数 (複数回答)
生活保護法に基づく保護の停止または廃止	1,295 (73.6%)
市町村民税の非課税	1,276 (72.5%)
児童扶養手当の支給	1,273 (72.3%)
生活保護の基準額に一定の計数を掛けたもの	1,130 (64.2%)
市町村民税の減免	1,097 (62.3%)
国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	1,064 (60.5%)
国民年金保険料の免除	1,063 (60.4%)

市町村における 基準の倍率	H26市町村数
～1.1倍以下	181 (10.3%)
～1.2倍以下	215 (12.2%)
～1.3倍以下	562 (31.9%)
～1.4倍以下	23 (1.3%)
～1.5倍以下	132 (7.5%)
1.5倍超	13 (0.7%)
その他	4 (0.2%)
計	1,130 (64.2%)

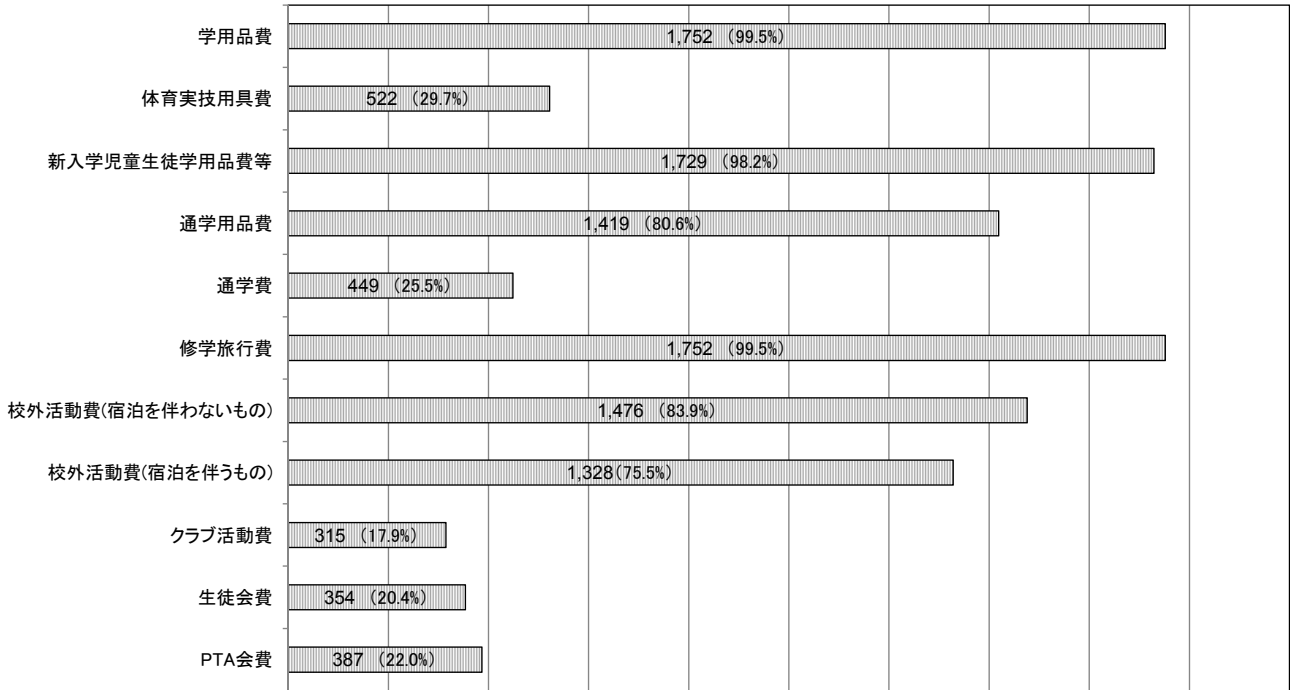
※パーセンテージは、調査市町村数(H26:1,760市町村)に対する割合である。
※その他は、複数の基準を併用している場合である。

平成26年度就学援助制度 (申請書の配付方法)



※複数回答。
※「その他」としては、「前年度認定者に対し申請書を郵送する」例がある。
※回答市町村数(H26:1760)

平成26年度就学援助制度 (準要保護の就学援助費目の状況)



※回答市町村数(H26:1760)

※学校保健安全法、学校給食法に基づき実施している医療費、学校給食費は除く。

※「体育実技用具費」、「通学用品費」、「校外活動費」については、「学用品費」や「新入学児童生徒学用品費等」に含めた形で支給している市町村もある。

平成26年度就学援助制度 (準要保護の認定基準等の変更状況)

変更理由	1. 引き上げ	2. 引き上げ、援助費増	3. 援助費増	引き上げ、援助費増小計	4. 引き下げ	5. 引き下げ、援助費減	6. 援助費減	引き下げ、援助費減小計	7. 引き上げ、引き下げ	8. 生活扶助基準の見直しに伴う運用変更	9. 生活扶助基準の見直し以外の事業による運用変更	計
財政上	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	2
市町村合併	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平性、適正化	1	0	3	4	2	0	0	2	1	0	3	10
他市町村との比較	3	10	11	24	4	0	0	4	1	3	2	34
基準の明確化	1	4	2	7	0	0	0	0	1	0	5	13
他制度等の変更	10	8	6	24	3	0	0	3	1	0	0	28
他制度に連動した変更	2	1	43	46	3	0	0	3	8	12	4	73
他制度との比較等	0	1	4	5	0	0	0	0	0	0	1	6
補助金単価変更	1	12	487	500	1	0	0	1	3	4	1	509
生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応	11	12	5	28	0	0	0	0	0	213	2	243
その他(※)	1	0	42	43	0	0	1	1	6	2	3	55
計	30	48	604	682	13	0	2	15	21	234	21	973
総件数(973件)に占める割合	3.1%	4.9%	62.1%	70.1%	1.3%	0.0%	0.2%	1.5%	2.2%	24.0%	2.2%	100.0%

【凡例】

1. 引き上げ : 所得基準限度額(率)が引き上げられ、又は、認定要件(対象者)が緩和されたもの
2. 引き上げ、援助費増 : 1に加えて援助費が増額となったもの
3. 援助費増 : 認定基準の変更はないが援助費が増となったもの
4. 引き下げ : 所得基準限度額(率)が引き下げられ、又は、認定要件(対象者)が縮小されたもの
5. 引き下げ、援助費減 : 4に加えて援助費が減額となったもの
6. 援助費減 : 認定基準の変更はないが援助費が減額となったもの
7. 引き上げ、引き下げ : 一部が基準引き下げや援助費の減額、一部が基準引き上げや援助費増額となったもの
8. 生活扶助基準の見直しに伴う運用の変更 : 所得基準限度額(率)又は認定要件(対象者)などの基準そのものは変更していないが、認定に際し、基準額を生活扶助基準の見直し以前のものに設定するなど基準の取扱や解釈を変えるなどの運用を変更したもの
9. 生活扶助基準の見直し以外の事業による運用変更 : 所得基準限度額(率)又は認定要件(対象者)などの基準そのものは変更していないが、認定に際し、基準の取扱を変えるなどの何らかの運用を変更したもの

- 財政上.....当該市町村の財政状況によるもの
- 市町村合併.....市町村合併(計画を含む)によるもの
- 公平性、適正化.....受給世帯と非受給世帯の比較や市の行政評価委員会の指摘(経済的理由により就学困難な児童生徒以外も含まれている)等によるもの
- 他市町村との比較.....近隣市町村の認定基準との比較によるもの
- 基準の明確化.....所得基準限度額の明確化・明文化等によるもの
- 他制度等の変更.....生活保護基準額の変更や物価上昇率に伴い、所得基準限度額(率)を改定したものと(他制度に連動した変更は除く)
- 他制度に連動した変更.....基準そのものは変更していないが、生活保護基準の見直しや税制改正など公的制度的な変更により連動して、所得基準限度額が増となったもの
- 他制度との比較等.....生活保護、児童扶養手当などの福祉制度等との比較によるもの
- 補助金単価変更.....要保護児童生徒援助費補助金の予算単価に合わせて単価を変更したもの
- 生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応.....生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応を行うため運用を変更したもの
- その他.....予算の範囲内での執行から所要額への変更や、実績の補助単価など支給単価の見直し(増減)などによるもの

平成27年度準要保護認定基準の運用等

○平成27年度の準要保護認定基準に係る生活扶助基準の見直しに伴う影響が生じていない市町村数は、1734市町村(98.5%, 対前年度 +2.5ポイント)

	26年度当初	27年度当初
影響が生じていない市町村数	1,697市町村 (96.0%)	1,734市町村 (98.5%)
影響への対応を直接的には行っていない市町村数	71市町村 (4.0%)	27市町村 (1.5%)

(注)

- ・「26年度当初」のデータについては、平成26年4月に調査し、同年6月に公表したデータである。(回答数1,768)
- ・「27年度当初」のデータについては、平成27年6月に調査したデータである。(回答数:1,761)
- ・「影響が生じていない市町村」とは、「生活保護の基準額を認定基準として使用していない市町村」、「平成25年度8月以前の生活保護基準額を使用して認定するなど影響が出ないよう対応している市町村」、「影響を受ける児童生徒が生じていない市町村」である。
- ・「影響への対応を直接的には行っていない市町村」とは、就学援助制度上での影響が出ないよう直接的な取組は行っていないが、就学援助制度以外の、様々な義務教育段階の子供の貧困対策(例えば、経済的に困窮している児童生徒に対する学習支援や子供医療費助成制度など)を行っている市町村である。

参 考 資 料

義務教育段階の就学援助について

1 就学援助の実施主体

学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と明記されている。

2 就学援助の対象者

- ① 要保護者……生活保護法第6条第2項に規定する要保護者(平成25年度 約15万人)
- ② 準要保護者……市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者(平成25年度 約137万人) **【認定基準は各市町村が規定】**

3 要保護者等に係る支援

- ① 補助の概要：市町村の行う援助のうち、要保護者への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」「学校給食法」「学校保健安全法」等に基づいて必要な援助を行っている。 **【要保護児童生徒援助費補助金】**
- ② 補助対象品目：学用品費／体育実技用具費／新入学児童生徒学用品費等／通学用品費／通学費／修学旅行費／校外活動費／医療費／学校給食費／クラブ活動費／生徒会費／PTA会費
- ③ 国庫補助率：1/2(予算の範囲内で補助)
- ④ 平成28年度概算要求額：837,436千円(27年度予算額：837,451千円)

※生活扶助基準の見直しに伴い、できるだけその影響が及ばないよう、平成25年度当初に要保護者として就学支援を受けていた者等については、生活扶助基準の見直し以降も引き続き国による補助の対象。平成28年度以降についても適切に対応。

※単価の標準化を図るなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を予算編成過程で検討。



4 準要保護者に係る支援

準要保護者に対する就学援助については、三位一体改革により、平成17年度より国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で実施している。

※生活扶助基準の見直しに伴い、できるだけその影響が及ばないよう、国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断していただくよう依頼。

平成27年度要保護児童生徒援助費補助金単価（年額）

（単位：円）

区分	対象品目	小学校	中学校
学用品費	児童又は生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要な学用品（鉛筆、ノート、除の具、副読本、運動衣、その他、実験・実習材料費を含む。）。	11,420	22,320
通学用品費（第1学年を除く）	児童又は生徒が通常必要とする通学用品（通学用靴、雨靴、雨がさ、上ばき、帽子等）。	2,230	2,230
校外活動費（宿泊を伴わないもの）	児童又は生徒が校外活動（学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動（修学旅行を除く。）をいう。）のうち、宿泊を伴わないものに参加するため直接必要な交通費及び見学料。	1,550	2,240
体育実技用具費			
柔道	小学校又は中学校の体育（保健体育）の授業の実施に必要な体育実技用具（柔道にあっては柔道着、剣道にあっては防具一式（面、胴、甲手、垂れ）、剣道衣、竹刀及び防具袋、スキーにあっては、スキー板、スキー靴、ストック及び金具）で、当該授業を受ける児童又は生徒全員が個々に用意することとされているもの。その他にスケートのスケート靴も含む。	—	7,510
剣道		—	51,940
スキー		26,020	37,340
スケート	なお、補助対象品目の一部の剣道（剣道の剣道衣又は防具袋のみ、スキーの金具又はストックのみ等）を支給する場合は、学用品費で措置。	11,590	11,590
校外活動費（宿泊を伴うもの）	児童又は生徒が校外活動のうち宿泊を伴うものに参加するため直接必要な交通費又は見学料。	3,570	6,010
新入学児童生徒学用品費等	新入学児童又は生徒が通常必要とする学用品・通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨がさ、上ばき、帽子等）。	20,470	23,550
修学旅行費	交通費、宿泊費、見学料並びに修学旅行に参加した児童生徒の保護者が修学旅行に要する経費として均等に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費、旅行取扱い料金。	21,190	57,290

（単位：円）

区分	対象品目	小学校	中学校
通学費	児童又は生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費又は公共交通又は貸借バス会社等への運行委託料。 〔片道の通学距離が、小学校4km以上、中学校6km以上、ただし、差支地帯における積雪期間中は、その半分の距離。特別支援学級や学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の障害に該当する児童生徒については距離は問わない。〕	39,290	79,410
クラブ活動費	クラブ活動（課外の部活動を含む。以下同じ。）の実施に必要な用具等で、当該活動を行う児童又は生徒全員が個々に用意することとされているものについて、当該用具又はその購入費及び当該活動を行う児童又は生徒全員が一律に負担すべきこととなる経費。	2,710	29,600
生徒会費	生徒会費（児童会費、学級費、クラス会費を含む。以下同じ。）として一律に負担すべきこととなる経費。	4,570	5,450
PTA会費	学校・学級・地域等を単位とするPTA活動に要する費用として一律に負担すべきこととなる経費。	3,380	4,190
医療費	トラウマ、結膜炎、白癬、疥癬、腫瘍、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯、寄生虫病（虫歯保有を含む。）の診療費及び通院費。	12,000	12,000
学校給食費	保護者が負担する給食費のパン、ミルク、おかず等に要する経費。		
完全給食	給食内容がパン又は米飯（これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他の食品を含む。）、ミルク及びおかずである給食	51,000	60,000
補食給食	完全給食以外の給食で、給食内容がミルク及びおかず等である給食	39,000	44,000
ミルク給食	給食内容がミルクのみである給食	8,000	8,000

（注）原則として補助金の予算単価である。

被災児童生徒就学支援等事業

平成28年度概算要求額 80億円（前年度予算額 80億円）
【東日本大震災復興特別会計】

<事業概要>

- 東日本大震災により経済的理由から、就学等が困難となった幼児児童生徒に、就学支援等を実施
- 既存の就学支援事業等において、震災に伴う対象者増や単価増に伴う都道府県等の負担を交付金として全額国庫で支援

<参考>

平成26年度までは「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」として、平成23年度から26年度までの4年間で総額約444億円を措置し、基金事業として実施。平成26年度復興庁行政事業レビュー「公開プロセス」のとりまとめ結果を踏まえ、複数年度分の所要額を措置した従来の基金方式を見直し、平成27年度から全額国庫負担の単年度の交付金（被災児童生徒就学支援等事業交付金）として必要な所要額を計上

<具体的施策>

【幼稚園等】

（対象者） 震災により幼稚園等への就学支援が必要となった世帯の幼児（震災により所得階層区分が変更となった世帯の幼児も含む）
（補助率） 10/10
（対象経費） 保育料、入園料
（対象事業） 市町村等において行う幼稚園就園奨励事業等



【小・中学校】

（対象者） 震災により就学困難となった児童生徒
（補助率） 10/10
（対象費目） 学用品費、通学費、学校給食費、医療費等
（対象事業） 市町村において行う就学援助事業
※ 通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



【高等学校】

（対象者） 震災により就学困難となった生徒
（補助率） 10/10
（対象事業） 都道府県において行う奨学金事業
※ 都道府県において、貸与要件の緩和や返還時の柔軟な対応を行うことで、手厚い修学支援が可能



【私立学校】

（対象者） 震災により就学等困難となった幼児児童生徒
（補助率） 10/10
（対象事業） 都道府県等において行う授業料等減免事業



【特別支援（幼・小・中・高）】

（対象者） 震災により就学困難となった幼児児童生徒（震災により支弁区分が変更となった者も含む）
（補助率） 10/10
（対象事業） 都道府県等において行う就学奨励事業



【専修学校・各種学校】

（対象者） 震災により、職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
・ 専修学校高等課程・専門課程・修業年限1年以上
・ 専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限2年以上
（補助率） 高等課程（10/10）、その他の課程（2/3）
（対象事業） 都道府県等において行う授業料等減免事業

子供の貧困対策に関する大綱（抄）

～ 全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指して～
(H26.8.29閣議決定)

第3 子供の貧困に関する指標

子供の貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、以下のとおり子供の貧困に関する指標を設定する。

○就学援助制度に関する周知状況

- ・ 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.9%（平成25年度）
- ・ 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.0%（平成25年度）
(出所：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)

第4 指標の改善に向けた当面の重点施策

上記第3に掲げる指標の改善に向け、子供の貧困対策に関する当面の重点施策として以下の事項に取り組むこととする。

1 教育の支援

(3) 就学支援の充実

(義務教育段階の就学支援の充実)

義務教育に関しては、学校教育法第19条の規定に基づき、市町村が就学援助を実施している。就学援助については、国庫補助事業の実施や、市町村が行う就学援助の取組の参考となるよう、国として就学援助の実施状況等を定期的に調査し、公表するとともに、「就学援助ポータルサイト（仮称）」を整備するなど、就学援助の適切な運用、きめ細かな広報等の取組を促し、各市町村における就学援助の活用・充実に努める。

さらに、義務教育段階における子供の貧困対策として、引き続き必要な経済的支援を行うとともに、研修会の実施による子供の貧困問題に関する教職員の理解増進、家庭における学習支援等の推進及び支援を必要とする者と制度をつなぐスクールソーシャルワーカーの配置等の教育相談体制の充実に努める。

就学援助実施状況の公表に関する国会答弁

— 第186回国会 参・決算委員会 平成26年5月26日 —

【神本美恵子議員(参・民緑)】

○神本美恵子君

ここで文科大臣にお伺いしたいんですけども、今幾つか、例えば市町村のどれだけ実施しているか、毎年その中に交付税がどのぐらい比率であるのかとか、それから大事なのは認定基準だと思うんですけど、認定基準がどのようになっているのか。それから、今のようには教職員だけではなくて、保護者への周知にどのような努力がされているのかというようなことについて、私は、やっぱり文科省としてしっかりと調査をし、そのことを各自治体にもきちっと結果を返してあげることによって、市町村は、ああこういう工夫をすればいいというようなことも分かると思いますし、非常に重要なことだと思うんですね。

私が聞いてきたところでは、例えば市の広報で、こういうふうにしてお知らせということで、就学援助申請のお知らせというのが知らせられている。これは結構多いんですけども、これでは目に留まらないということで市議会で問題にして、努力をして、市の広報でこれだけ大きく取るようにしたということとか、様々な工夫がされているんですけども、この実施状況というものを是非文科省として把握していただきたい。そして、したことをデータとして、例えば文科省のホームページや各都道府県、市町村に届けるというようなことをやっていただきたいと思うんですけども、大臣の見解をお願いします。

○国務大臣(下村博文君)

まず、神本委員が御自分で実地調査された今日はそのデータで質問していただいていることに対して評価をといいますか、大変に独自にされていることに対して感謝と、そしてそれをしっかり受け止めなければならぬというふうにあります。

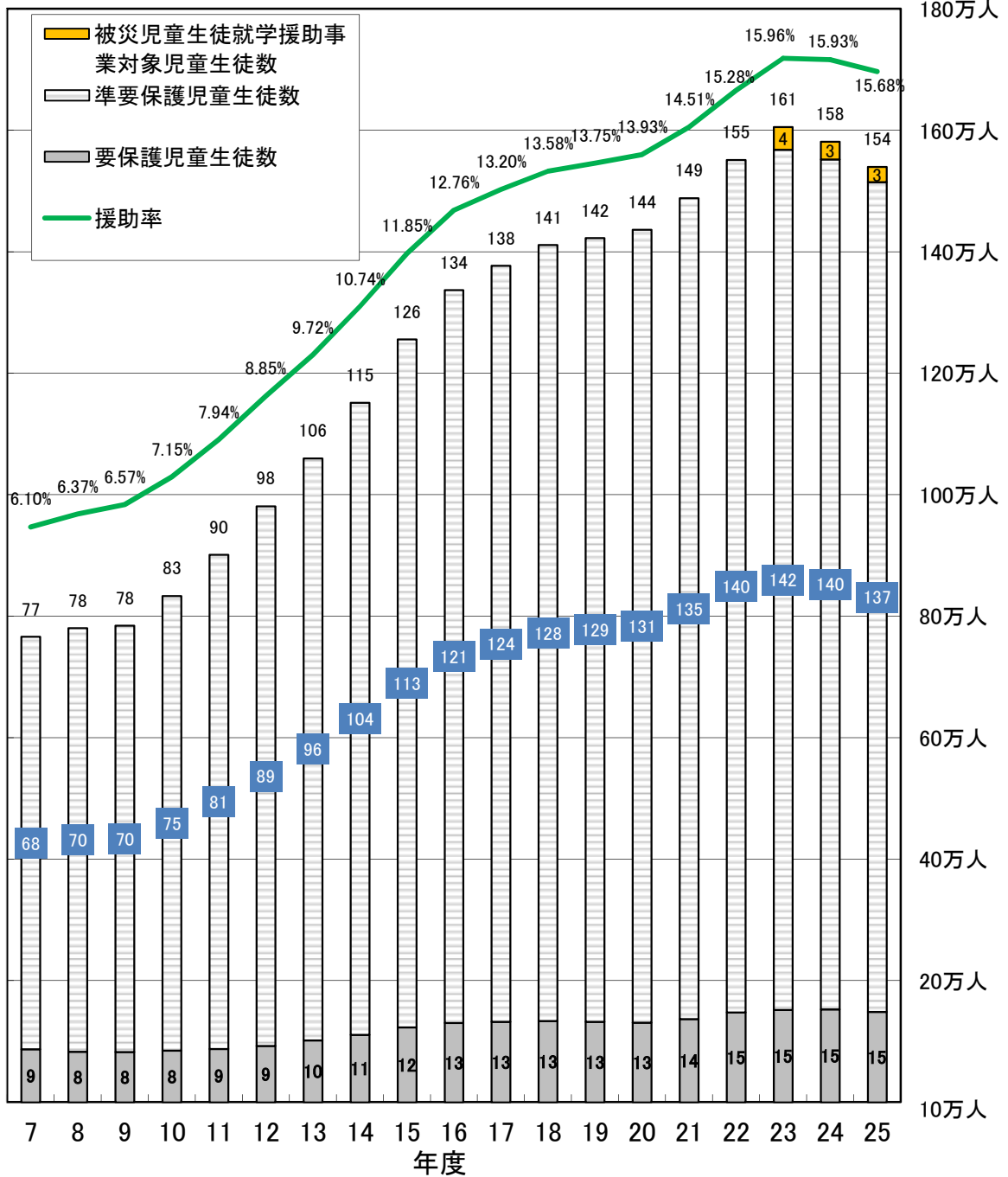
今までも就学援助制度の実施状況について、従来は全国的な状況の把握を目的として調査を行い、就学援助の対象となる児童生徒数については、毎年、準要保護の認定基準等について、これまで平成二十一年度と二十五年度の状況について調査して、全国的な状況を公表してきたところでございますが、御指摘がありました。今回、子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行され、国及び地方公共団体は貧困対策を実施する責務を有することとされたことも踏まえ、今後は、各市町村の就学援助の実施状況を定期的に把握、そして御指摘のように公表しまして、子供の貧困対策について役立ててまいりたいと思います。

参 考 デ ー タ

要保護及び準要保護児童生徒数の推移

参考1

－被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒を含む－
(平成7年度～平成25年度)



- ※ 要保護児童生徒数 : 生活保護法に規定する要保護者の数
- ※ 準要保護児童生徒数 : 要保護児童生徒に準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの基準に基づき認定した者の数
- ※ 被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数 : 東日本大震災により経済的理由から、就学困難と認められた児童生徒数（被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金の対象となった人数）

要保護及び準要保護児童生徒数について

－被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数を含む－

年度	要保護児童生徒数(a)	準要保護児童生徒数(b)	要保護・準要保護児童生徒数 小計(a+b)	被災児童生徒就学援助事 業対象児童生徒数(c)	合計(a+b+c)
平成7年度	87,250人 (0.69%)	678,923人 (5.41%)	766,173人 (6.10%)		766,173人 (6.10%)
平成8年度	83,091人 (0.68%)	697,258人 (5.69%)	780,349人 (6.37%)		780,349人 (6.37%)
平成9年度	82,512人 (0.69%)	702,064人 (5.88%)	784,576人 (6.57%)		784,576人 (6.57%)
平成10年度	84,696人 (0.73%)	748,835人 (6.42%)	833,531人 (7.15%)		833,531人 (7.15%)
平成11年度	87,690人 (0.77%)	813,625人 (7.16%)	901,315人 (7.94%)		901,315人 (7.94%)
平成12年度	92,593人 (0.84%)	888,560人 (8.01%)	981,153人 (8.85%)		981,153人 (8.85%)
平成13年度	101,824人 (0.93%)	958,166人 (8.78%)	1,059,990人 (9.72%)		1,059,990人 (9.72%)
平成14年度	110,792人 (1.03%)	1,040,577人 (9.70%)	1,151,369人 (10.74%)		1,151,369人 (10.74%)
平成15年度	123,055人 (1.16%)	1,132,543人 (10.69%)	1,255,598人 (11.85%)		1,255,598人 (11.85%)
平成16年度	130,635人 (1.25%)	1,206,192人 (11.51%)	1,336,827人 (12.76%)		1,336,827人 (12.76%)
平成17年度	132,104人 (1.27%)	1,244,759人 (11.93%)	1,376,863人 (13.20%)		1,376,863人 (13.20%)
平成18年度	133,705人 (1.29%)	1,277,367人 (12.29%)	1,411,072人 (13.58%)		1,411,072人 (13.58%)
平成19年度	132,372人 (1.28%)	1,290,110人 (12.47%)	1,422,482人 (13.75%)		1,422,482人 (13.75%)
平成20年度	131,033人 (1.27%)	1,305,128人 (12.66%)	1,436,161人 (13.93%)		1,436,161人 (13.93%)
平成21年度	136,648人 (1.33%)	1,351,465人 (13.18%)	1,488,113人 (14.51%)		1,488,113人 (14.51%)
平成22年度	147,755人 (1.46%)	1,403,328人 (13.83%)	1,551,083人 (15.28%)		1,551,083人 (15.28%)
平成23年度	152,060人 (1.51%)	1,415,771人 (14.07%)	1,567,831人 (15.58%)	37,498人 (0.37%)	1,605,329人 (15.96%)
平成24年度	152,947人 (1.54%)	1,399,076人 (14.10%)	1,552,023人 (15.64%)	29,038人 (0.29%)	1,581,061人 (15.93%)
平成25年度	148,497人 (1.51%)	1,366,018人 (13.91%)	1,514,515人 (15.42%)	25,165人 (0.26%)	1,539,680人 (15.68%)

(注)

- (1) 要保護児童生徒数、準要保護児童生徒数及び被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数については、各都道府県教育委員会からの報告によるものである。
- (2) 合計欄の率については、公立学校児童生徒数に占める割合を表したものであり、(a)要保護児童生徒数、(b)準要保護児童生徒数、(c)被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数の欄の率の計とは端数処理上、一致しない場合がある。
- (3) 要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。
- (4) 平成16年度までは、要保護児童生徒数は生活保護における教育扶助受給者数、準要保護児童生徒数は生活保護における教育扶助以外の扶助を受けた者を含む。

平成25年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

－被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数を含む－

小中学校 全体	要保護及び準要保護児童生徒数			被災児童生 徒就学援助 事業対象児 童生徒数 (D)	合計 (E) = (C) + (D)	公立小中 学 校児童生 徒 総数 (F)	就学援助率			要保護・準 要 保護援助率 (特例交付金 を含む) (E) / (F)
	要保護児童生徒数 (A)	準要保護児童生徒数 (B)	要保護・準 要保護児童 生徒数合計 (C) = (A) + (B)				要保護児童生徒 (A) / (F)	準要保護児童生徒 (B) / (F)	要保護・ 準要保護 児童生徒 合計 (C) / (F)	
	人	人	人				%	%	%	
北海道	14,817	76,064	90,881	179	91,060	394,142	3.76	19.30	23.06	23.10
青森県	1,250	18,369	19,619	85	19,704	104,283	1.20	17.61	18.81	18.89
岩手県	889	9,480	10,369	3,566	13,935	101,702	0.87	9.32	10.20	13.70
宮城県	2,227	17,642	19,869	10,521	30,390	184,085	1.21	9.58	10.79	16.51
秋田県	766	8,866	9,632	145	9,777	74,357	1.03	11.92	12.95	13.15
山形県	318	6,150	6,468	850	7,318	90,668	0.35	6.78	7.13	8.07
福島県	909	15,498	16,407	6,005	22,412	155,601	0.58	9.96	10.54	14.40
茨城県	1,427	14,977	16,404	208	16,612	238,551	0.60	6.28	6.88	6.96
栃木県	1,261	9,256	10,517	235	10,752	161,319	0.78	5.74	6.52	6.67
群馬県	684	10,222	10,906	153	11,059	165,003	0.41	6.20	6.61	6.70
埼玉県	6,833	67,384	74,217	401	74,618	565,534	1.21	11.92	13.12	13.19
千葉県	5,290	36,066	41,356	339	41,695	477,143	1.11	7.56	8.67	8.74
東京都	15,764	160,914	176,678	564	177,242	791,687	1.99	20.33	22.32	22.39
神奈川県	10,281	93,819	104,100	315	104,415	670,158	1.53	14.00	15.53	15.58
新潟県	1,215	33,192	34,407	590	34,997	180,603	0.67	18.38	19.05	19.38
富山県	72	5,878	5,950	19	5,969	85,790	0.08	6.85	6.94	6.96
石川県	261	12,572	12,833	53	12,886	95,187	0.27	13.21	13.48	13.54
福井県	194	5,234	5,428	22	5,450	67,093	0.29	7.80	8.09	8.12
山梨県	281	6,491	6,772	32	6,804	67,075	0.42	9.68	10.10	10.14
長野県	613	18,574	19,187	43	19,230	176,985	0.35	10.49	10.84	10.87
岐阜県	551	12,550	13,101	29	13,130	174,279	0.32	7.20	7.52	7.53
静岡県	1,875	17,390	19,265	44	19,309	300,563	0.62	5.79	6.41	6.42
愛知県	5,154	59,647	64,801	73	64,874	627,046	0.82	9.51	10.33	10.35
三重県	1,237	16,226	17,463	26	17,489	150,432	0.82	10.79	11.61	11.63
滋賀県	993	14,842	15,835	17	15,852	124,746	0.80	11.90	12.69	12.71
京都府	5,799	32,587	38,386	79	38,465	192,060	3.02	16.97	19.99	20.03
大阪府	23,644	148,245	171,889	121	172,010	681,789	3.47	21.74	25.21	25.23
兵庫県	8,769	64,642	73,411	47	73,458	447,026	1.96	14.46	16.42	16.43
奈良県	1,611	10,882	12,493	13	12,506	106,177	1.52	10.25	11.77	11.78
和歌山県	638	10,463	11,101	6	11,107	75,906	0.84	13.78	14.62	14.63
鳥取県	522	6,338	6,860	8	6,868	46,394	1.13	13.66	14.79	14.80
島根県	405	7,575	7,980	18	7,998	54,894	0.74	13.80	14.54	14.57
岡山県	2,086	21,462	23,548	75	23,623	157,369	1.33	13.64	14.96	15.01
広島県	4,219	45,446	49,665	28	49,693	222,810	1.89	20.40	22.29	22.30
山口県	949	25,760	26,709	14	26,723	108,526	0.87	23.74	24.61	24.62
徳島県	851	7,576	8,427	7	8,434	57,471	1.48	13.18	14.66	14.68
香川県	867	9,951	10,818	14	10,832	80,133	1.08	12.42	13.50	13.52
愛媛県	1,086	11,712	12,798	12	12,810	110,306	0.98	10.62	11.60	11.61
高知県	1,332	11,715	13,047	11	13,058	51,433	2.59	22.78	25.37	25.39
福岡県	9,624	81,897	91,521	22	91,543	404,563	2.38	20.24	22.62	22.63
佐賀県	372	7,845	8,217	10	8,227	73,043	0.51	10.74	11.25	11.26
長崎県	2,264	17,467	19,731	7	19,738	113,965	1.99	15.33	17.31	17.32
熊本県	1,597	18,953	20,550	24	20,574	148,250	1.08	12.78	13.86	13.88
大分県	955	13,433	14,388	20	14,408	91,663	1.04	14.65	15.70	15.72
宮崎県	1,051	12,569	13,620	12	13,632	92,400	1.14	13.60	14.74	14.75
鹿児島県	2,231	26,094	28,325	18	28,343	136,849	1.63	19.07	20.70	20.71
沖縄県	2,463	26,103	28,566	85	28,651	145,384	1.69	17.95	19.65	19.71
合計	148,497	1,366,018	1,514,515	25,165	1,539,680	9,822,443	1.51	13.91	15.42	15.68

(注) 要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成25年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

－被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数を含む－

小学校	要保護及び準要保護児童数			被災児童生徒就学援助事業対象児童数 (D)	合計 (E) = (C) + (D)	公立小学校児童総数 (F)	就学援助率			要保護・準要保護児童合計 (E) / (F)
	要保護児童数 (A)	準要保護児童数 (B)	要保護・準要保護児童数合計 (C) = (A) + (B)				要保護児童 (A) / (F)	準要保護児童 (B) / (F)	要保護・準要保護児童合計 (C) / (F)	
	人	人	人				%	%	%	
北海道	8,936	48,472	57,408	141	57,549	259,540	3.44	18.68	22.12	22.17
青森県	684	10,608	11,292	60	11,352	66,792	1.02	15.88	16.91	17.00
岩手県	518	5,791	6,309	2,130	8,439	65,588	0.79	8.83	9.62	12.87
宮城県	1,327	10,916	12,243	6,633	18,876	120,853	1.10	9.03	10.13	15.62
秋田県	437	5,384	5,821	117	5,938	47,676	0.92	11.29	12.21	12.45
山形県	189	3,701	3,890	671	4,561	58,949	0.32	6.28	6.60	7.74
福島県	510	9,225	9,735	3,751	13,486	99,339	0.51	9.29	9.80	13.58
茨城県	859	8,930	9,789	159	9,948	157,695	0.54	5.66	6.21	6.31
栃木県	777	5,449	6,226	183	6,409	107,091	0.73	5.09	5.81	5.98
群馬県	413	6,053	6,466	109	6,575	108,395	0.38	5.58	5.97	6.07
埼玉県	4,162	41,555	45,717	289	46,006	379,030	1.10	10.96	12.06	12.14
千葉県	3,191	22,191	25,382	205	25,587	322,121	0.99	6.89	7.88	7.94
東京都	9,415	101,543	110,958	393	111,351	555,445	1.70	18.28	19.98	20.05
神奈川県	6,286	61,219	67,505	198	67,703	459,278	1.37	13.33	14.70	14.74
新潟県	705	20,883	21,588	443	22,031	117,095	0.60	17.83	18.44	18.81
富山県	41	3,218	3,259	13	3,272	56,226	0.07	5.72	5.80	5.82
石川県	150	7,729	7,879	33	7,912	62,197	0.24	12.43	12.67	12.72
福井県	118	3,096	3,214	14	3,228	44,012	0.27	7.03	7.30	7.33
山梨県	164	3,890	4,054	25	4,079	43,757	0.37	8.89	9.26	9.32
長野県	372	11,229	11,601	31	11,632	116,343	0.32	9.65	9.97	10.00
岐阜県	354	7,466	7,820	24	7,844	114,457	0.31	6.52	6.83	6.85
静岡県	1,173	10,553	11,726	28	11,754	199,932	0.59	5.28	5.86	5.88
愛知県	3,232	36,356	39,588	55	39,643	417,278	0.77	8.71	9.49	9.50
三重県	778	9,891	10,669	21	10,690	99,580	0.78	9.93	10.71	10.74
滋賀県	590	9,492	10,082	9	10,091	83,527	0.71	11.36	12.07	12.08
京都府	3,401	20,448	23,849	63	23,912	128,578	2.65	15.90	18.55	18.60
大阪府	14,430	93,037	107,467	84	107,551	453,684	3.18	20.51	23.69	23.71
兵庫県	5,212	40,248	45,460	41	45,501	299,112	1.74	13.46	15.20	15.21
奈良県	994	6,709	7,703	7	7,710	70,494	1.41	9.52	10.93	10.94
和歌山県	372	6,208	6,580	4	6,584	49,501	0.75	12.54	13.29	13.30
鳥取県	337	3,943	4,280	8	4,288	30,677	1.10	12.85	13.95	13.98
島根県	260	4,806	5,066	13	5,079	36,227	0.72	13.27	13.98	14.02
岡山県	1,274	13,289	14,563	62	14,625	104,049	1.22	12.77	14.00	14.06
広島県	2,573	29,574	32,147	19	32,166	151,480	1.70	19.52	21.22	21.23
山口県	588	16,572	17,160	10	17,170	71,759	0.82	23.09	23.91	23.93
徳島県	516	4,537	5,053	7	5,060	37,318	1.38	12.16	13.54	13.56
香川県	522	6,038	6,560	10	6,570	53,019	0.98	11.39	12.37	12.39
愛媛県	646	7,206	7,852	6	7,858	72,475	0.89	9.94	10.83	10.84
高知県	842	7,537	8,379	10	8,389	35,483	2.37	21.24	23.61	23.64
福岡県	5,954	52,306	58,260	16	58,276	270,551	2.20	19.33	21.53	21.54
佐賀県	209	4,799	5,008	6	5,014	47,840	0.44	10.03	10.47	10.48
長崎県	1,310	10,663	11,973	5	11,978	74,185	1.77	14.37	16.14	16.15
熊本県	981	11,791	12,772	18	12,790	97,971	1.00	12.04	13.04	13.05
大分県	590	8,361	8,951	11	8,962	60,517	0.97	13.82	14.79	14.81
宮崎県	631	7,684	8,315	11	8,326	61,449	1.03	12.50	13.53	13.55
鹿児島県	1,320	17,081	18,401	10	18,411	90,782	1.45	18.82	20.27	20.28
沖縄県	1,489	16,534	18,023	56	18,079	97,178	1.53	17.01	18.55	18.60
合計	89,832	854,211	944,043	16,212	960,255	6,556,525	1.37	13.03	14.40	14.65

(注) 要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成25年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

－被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数を含む－

中学校	要保護及び準要保護生徒数			被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数 (D)	合計 (E) = (C) + (D)	公立中学校生徒総数 (F)	就学援助率			要保護・準要保護援助率 (特例交付金を含む) (E) / (F)
	要保護生徒数 (A)	準要保護生徒数 (B)	要保護・準要保護生徒数合計 (C) = (A) + (B)				要保護生徒 (A) / (F)	準要保護生徒 (B) / (F)	要保護・準要保護生徒合計 (C) / (F)	
	人	人	人				%	%	%	
北海道	5,881	27,592	33,473	38	33,511	134,602	4.37	20.50	24.87	24.90
青森県	566	7,761	8,327	25	8,352	37,491	1.51	20.70	22.21	22.28
岩手県	371	3,689	4,060	1,436	5,496	36,114	1.03	10.21	11.24	15.22
宮城県	900	6,726	7,626	3,888	11,514	63,232	1.42	10.64	12.06	18.21
秋田県	329	3,482	3,811	28	3,839	26,681	1.23	13.05	14.28	14.39
山形県	129	2,449	2,578	179	2,757	31,719	0.41	7.72	8.13	8.69
福島県	399	6,273	6,672	2,254	8,926	56,262	0.71	11.15	11.86	15.87
茨城県	568	6,047	6,615	49	6,664	80,856	0.70	7.48	8.18	8.24
栃木県	484	3,807	4,291	52	4,343	54,228	0.89	7.02	7.91	8.01
群馬県	271	4,169	4,440	44	4,484	56,608	0.48	7.36	7.84	7.92
埼玉県	2,671	25,829	28,500	112	28,612	186,504	1.43	13.85	15.28	15.34
千葉県	2,099	13,875	15,974	134	16,108	155,022	1.35	8.95	10.30	10.39
東京都	6,349	59,371	65,720	171	65,891	236,242	2.69	25.13	27.82	27.89
神奈川県	3,995	32,600	36,595	117	36,712	210,880	1.89	15.46	17.35	17.41
新潟県	510	12,309	12,819	147	12,966	63,508	0.80	19.38	20.18	20.42
富山県	31	2,660	2,691	6	2,697	29,564	0.10	9.00	9.10	9.12
石川県	111	4,843	4,954	20	4,974	32,990	0.34	14.68	15.02	15.08
福井県	76	2,138	2,214	8	2,222	23,081	0.33	9.26	9.59	9.63
山梨県	117	2,601	2,718	7	2,725	23,318	0.50	11.15	11.66	11.69
長野県	241	7,345	7,586	12	7,598	60,642	0.40	12.11	12.51	12.53
岐阜県	197	5,084	5,281	5	5,286	59,822	0.33	8.50	8.83	8.84
静岡県	702	6,837	7,539	16	7,555	100,631	0.70	6.79	7.49	7.51
愛知県	1,922	23,291	25,213	18	25,231	209,768	0.92	11.10	12.02	12.03
三重県	459	6,335	6,794	5	6,799	50,852	0.90	12.46	13.36	13.37
滋賀県	403	5,350	5,753	8	5,761	41,219	0.98	12.98	13.96	13.98
京都府	2,398	12,139	14,537	16	14,553	63,482	3.78	19.12	22.90	22.92
大阪府	9,214	55,208	64,422	37	64,459	228,105	4.04	24.20	28.24	28.26
兵庫県	3,557	24,394	27,951	6	27,957	147,914	2.40	16.49	18.90	18.90
奈良県	617	4,173	4,790	6	4,796	35,683	1.73	11.69	13.42	13.44
和歌山県	266	4,255	4,521	2	4,523	26,405	1.01	16.11	17.12	17.13
鳥取県	185	2,395	2,580	0	2,580	15,717	1.18	15.24	16.42	16.42
島根県	145	2,769	2,914	5	2,919	18,667	0.78	14.83	15.61	15.64
岡山県	812	8,173	8,985	13	8,998	53,320	1.52	15.33	16.85	16.88
広島県	1,646	15,872	17,518	9	17,527	71,330	2.31	22.25	24.56	24.57
山口県	361	9,188	9,549	4	9,553	36,767	0.98	24.99	25.97	25.98
徳島県	335	3,039	3,374	0	3,374	20,153	1.66	15.08	16.74	16.74
香川県	345	3,913	4,258	4	4,262	27,114	1.27	14.43	15.70	15.72
愛媛県	440	4,506	4,946	6	4,952	37,831	1.16	11.91	13.07	13.09
高知県	490	4,178	4,668	1	4,669	15,950	3.07	26.19	29.27	29.27
福岡県	3,670	29,591	33,261	6	33,267	134,012	2.74	22.08	24.82	24.82
佐賀県	163	3,046	3,209	4	3,213	25,203	0.65	12.09	12.73	12.75
長崎県	954	6,804	7,758	2	7,760	39,780	2.40	17.10	19.50	19.51
熊本県	616	7,162	7,778	6	7,784	50,279	1.23	14.24	15.47	15.48
大分県	365	5,072	5,437	9	5,446	31,146	1.17	16.28	17.46	17.49
宮崎県	420	4,885	5,305	1	5,306	30,951	1.36	15.78	17.14	17.14
鹿児島県	911	9,013	9,924	8	9,932	46,067	1.98	19.56	21.54	21.56
沖縄県	974	9,569	10,543	29	10,572	48,206	2.02	19.85	21.87	21.93
合計	58,665	511,807	570,472	8,953	579,425	3,265,918	1.80	15.67	17.47	17.74

(注) 要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成26年度準要保護認定基準の運用等

(平成27年10月文部科学省まとめ)

都道府県名	自治体数	準要保護の認定基準(複数回答)																		
		ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	イ 市町村民税の非課税	ウ 市町村民税の減免	エ 国民年金保険料の免除	オ 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ 児童扶養手当の支給	キ 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ 個人の事業税の減免	コ 固定資産税の減免	サ 学校納付金の納付状況が悪い者、授業料等が重い者または学用品、遊学用品等に不備している者等で保護者の生活状態が改善されないもの	シ 経済的理由による欠席日数が多い者	ス 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ 生活福祉資金による貸付	ソ 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	タ 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	チ 市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	ツ 市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ その他
1 北海道	179	133	134	133	127	128	137	96	73	114	122	83	76	88	98	139	21	1	0	28
2 青森県	41	35	36	29	30	27	34	17	16	18	20	25	18	26	16	8	6	0	0	17
3 岩手県	33	22	21	17	15	14	23	9	6	14	16	11	8	15	6	19	10	0	0	18
4 宮城県	35	28	30	19	25	24	30	7	4	17	21	10	9	12	21	19	3	0	0	10
5 秋田県	25	13	13	13	10	12	13	5	7	8	11	7	5	6	5	15	4	0	0	3
6 山形県	35	32	29	25	24	25	30	20	20	21	21	22	20	22	19	22	2	0	0	13
7 福島県	51	41	46	41	41	40	45	17	19	34	38	25	25	33	21	18	6	0	0	13
8 茨城県	44	28	29	25	25	24	28	15	11	20	22	16	14	16	14	23	5	1	0	9
9 栃木県	25	19	20	19	16	19	21	11	9	15	16	12	7	12	12	11	5	0	0	10
10 群馬県	35	28	29	24	25	25	29	16	13	23	23	20	14	23	15	12	2	0	0	12
11 埼玉県	63	47	49	43	42	42	51	24	18	37	39	22	19	24	29	45	11	0	0	15
12 千葉県	55	31	31	27	26	27	33	14	9	21	24	15	9	16	19	35	10	0	0	12
13 東京都	62	46	28	26	26	25	34	11	5	23	18	5	3	7	17	47	9	0	0	20
14 神奈川県	33	19	17	15	15	15	20	6	5	13	15	8	7	7	14	21	10	0	0	7
15 新潟県	30	26	26	25	20	21	21	9	7	19	20	9	9	9	18	20	3	0	0	9
16 富山県	15	11	9	8	6	7	10	3	5	6	6	5	4	5	6	2	2	0	0	12
17 石川県	19	13	13	13	13	13	14	7	3	12	13	5	4	6	9	11	1	0	0	6
18 福井県	17	8	13	7	4	4	10	2	2	4	4	4	3	4	5	6	0	1	0	9
19 山梨県	28	26	25	25	24	23	25	8	7	15	22	8	9	12	11	3	2	0	0	12
20 長野県	83	78	82	71	73	74	78	62	61	66	66	68	69	73	64	23	1	0	0	45
21 岐阜県	46	30	34	29	30	29	36	23	14	23	24	17	14	29	20	21	6	0	0	11
22 静岡県	37	28	29	25	27	26	31	21	18	24	23	18	18	22	19	18	6	0	0	15
23 愛知県	54	45	42	44	42	44	45	35	18	42	41	23	20	27	34	18	12	0	0	18
24 三重県	30	19	17	12	13	13	15	9	6	8	9	5	5	10	5	15	7	0	0	12
25 滋賀県	19	16	17	14	14	14	17	11	4	10	9	4	0	6	8	16	3	0	0	6
26 京都府	25	21	19	16	15	17	20	11	7	16	16	10	10	10	13	10	5	0	0	9
27 大阪府	43	26	15	15	16	15	16	8	4	12	13	6	6	8	6	16	14	0	0	20
28 兵庫県	44	26	20	18	17	17	27	10	2	15	16	2	2	6	16	23	16	0	0	16
29 奈良県	40	21	21	10	9	8	17	6	4	5	5	6	5	10	3	16	5	0	0	8
30 和歌山県	31	19	21	15	16	15	24	6	6	12	13	9	9	15	4	3	2	0	0	12
31 鳥取県	20	14	14	12	14	13	14	11	7	11	12	8	9	10	11	8	3	0	0	5
32 島根県	19	17	19	17	16	17	18	7	8	13	17	8	7	13	14	10	3	0	0	4
33 岡山県	28	25	26	25	24	24	27	8	5	14	13	8	4	10	14	5	6	0	0	16
34 広島県	23	21	21	20	19	20	22	7	3	16	17	8	5	8	16	11	5	0	0	10
35 山口県	19	10	8	6	8	8	10	2	1	7	5	2	2	4	6	9	3	0	0	7
36 徳島県	24	11	10	11	9	10	10	6	5	7	9	3	3	8	6	14	3	0	0	10
37 香川県	18	18	18	16	17	15	18	7	7	8	10	4	4	5	5	6	1	0	0	8
38 愛媛県	21	20	19	15	15	16	19	6	6	14	13	8	7	10	13	9	3	0	0	5
39 高知県	35	22	24	22	14	17	20	12	7	18	17	10	7	14	13	20	6	0	0	9
40 福岡県	61	41	37	31	26	24	37	15	10	15	16	12	10	16	11	36	18	0	0	9
41 佐賀県	20	12	13	10	9	9	12	8	5	7	7	6	6	11	5	8	3	0	0	5
42 長崎県	21	17	16	14	15	13	17	13	5	12	12	10	5	9	11	11	5	0	0	8
43 熊本県	46	34	32	30	31	30	32	16	14	25	31	22	17	27	27	21	7	0	0	14
44 大分県	18	11	11	9	9	9	12	6	1	6	7	1	1	4	5	10	6	0	0	4
45 宮崎県	26	21	20	18	20	20	21	15	16	19	19	19	16	20	12	14	1	0	0	5
46 鹿児島県	43	31	39	29	22	23	32	19	21	20	21	22	17	30	16	8	2	0	0	15
47 沖縄県	41	35	34	9	9	9	18	6	5	6	6	8	10	15	6	10	1	0	0	16
合計	1,760	1,295	1,276	1,097	1,063	1,064	1,273	663	509	885	938	639	551	773	738	865	265	3	0	557
		73.6%	72.5%	62.3%	60.4%	60.5%	72.3%	37.7%	28.9%	50.3%	53.3%	36.3%	31.3%	43.9%	41.9%	49.1%	15.1%	0.2%	0.0%	31.6%

1,130
64.2%

※パーセントは全自治体(1760)に対する割合。

都道府県名		問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)																			
		問A-1					問A-2					問A-3					問A-4				
		係数を見直したか					生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」					問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)				
維持	上げた	影響なし	検討中	その他	ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	その他		
1	北海道	20	10	76	0	33	20	0	2	6	12	0	3	0	0	0	0	0	0	0	
2	青森県	2	0	5	0	1	2	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
3	岩手県	5	0	5	0	9	5	0	1	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
4	宮城県	4	0	10	0	5	3	1	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
5	秋田県	5	0	8	0	2	5	0	0	1	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
6	山形県	7	0	11	0	4	7	0	0	5	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
7	福島県	7	0	9	0	2	7	0	1	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
8	茨城県	5	2	7	0	9	5	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
9	栃木県	3	0	2	0	6	3	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	
10	群馬県	3	1	4	0	4	2	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
11	埼玉県	7	0	18	0	20	7	0	0	0	6	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
12	千葉県	1	1	20	0	13	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
13	東京都	18	2	25	0	2	18	0	3	1	11	0	3	0	0	0	0	0	0	0	
14	神奈川県	4	1	14	0	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	
15	新潟県	1	1	11	0	7	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
16	富山県	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
17	石川県	2	1	2	0	6	2	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
18	福井県	2	0	3	0	1	2	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
19	山梨県	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
20	長野県	6	0	13	0	4	6	0	0	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
21	岐阜県	4	1	14	0	2	3	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	
22	静岡県	3	1	11	0	3	3	0	1	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
23	愛知県	3	4	8	0	3	3	0	1	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
24	三重県	2	2	9	0	2	2	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
25	滋賀県	5	0	6	0	5	5	0	2	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
26	京都府	2	0	6	0	2	2	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
27	大阪府	3	0	3	0	10	2	1	0	0	1	0	1	1	0	0	0	1	0	0	
28	兵庫県	7	1	9	0	6	7	0	2	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
29	奈良県	3	0	9	0	4	3	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
30	和歌山県	1	1	1	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
31	鳥取県	1	0	7	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
32	島根県	4	0	6	0	0	4	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
33	岡山県	1	1	2	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
34	広島県	2	1	8	0	0	2	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
35	山口県	1	0	4	0	4	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	
36	徳島県	2	0	9	0	3	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
37	香川県	1	0	5	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
38	愛媛県	1	0	5	0	3	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
39	高知県	3	1	13	0	3	3	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
40	福岡県	12	2	14	0	8	10	2	2	0	7	0	1	0	0	0	0	1	0	2	
41	佐賀県	1	1	2	0	4	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
42	長崎県	5	0	4	0	2	3	2	1	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	
43	熊本県	6	0	11	0	4	6	0	0	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
44	大分県	4	1	5	0	0	4	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
45	宮崎県	1	0	4	0	9	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
46	鹿児島県	2	1	1	0	4	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
47	沖縄県	5	1	1	0	3	3	2	0	1	2	0	0	0	0	0	1	0	2	0	
合計		188	38	421	0	218	175	13	29	36	107	1	20	2	0	0	2	1	6	4	
		10.7%	2.2%	23.9%	0.0%	12.4%	9.9%	0.7%	1.6%	2.0%	6.1%	0.1%	1.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.3%	0.1%	0.2%	

※パーセントは全自治体(1760)に対する割合。

【生活保護の基準額を認定基準として使用している自治体】

問A 影響が生じていない自治体	852 (48.4%)
問B 影響が生じていない自治体	261 (14.8%)
影響が生じていない自治体 合計	1,113 (63.2%)

次頁より

問A 直接的には対応していない自治体	13 (0.7%)
問B 直接的には対応していない自治体	4 (0.2%)
直接的には対応していない自治体 合計	17 (1.0%)

都道府県名		問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)																			
		問B-1					問B-2					問B-3					問B-4				
		認定基準額を下げたか					生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」					問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)				
下げた	下げた がない	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	他の認定基準に該当するかを確定	イ 学校や教育委員会で家計等を個別判断	ウ 25年度に 対象であった世帯等については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材の活用	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局等と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習などの貧困対策の実施	カ 就学援助以外の義務教育費の軽減取組	キ 子供医療費助成制度	ク 対象者への手厚い支援	ケ その他	
1	北海道	0	6	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	青森県	0	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	岩手県	0	9	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	宮城県	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	秋田県	1	1	2	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	山形県	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	福島県	0	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	茨城県	0	0	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	栃木県	0	1	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	群馬県	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	埼玉県	1	4	6	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	千葉県	0	2	8	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13	東京都	0	3	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14	神奈川県	3	0	6	0	1	2	1	1	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
15	新潟県	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	富山県	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	石川県	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	福井県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	山梨県	1	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	長野県	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	岐阜県	0	1	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22	静岡県	0	0	4	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	愛知県	0	2	9	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	三重県	0	1	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	滋賀県	1	1	0	0	1	1	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26	京都府	1	0	3	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	大阪府	6	4	1	0	3	4	2	1	1	0	0	2	0	0	0	1	1	0	0	0
28	兵庫県	2	2	9	0	3	2	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
29	奈良県	0	0	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	和歌山県	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31	鳥取県	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32	島根県	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	岡山県	0	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34	広島県	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35	山口県	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36	徳島県	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37	香川県	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38	愛媛県	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39	高知県	0	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40	福岡県	0	2	14	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41	佐賀県	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42	長崎県	1	0	2	0	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43	熊本県	0	0	5	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
44	大分県	1	0	4	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
45	宮崎県	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
46	鹿児島県	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
47	沖縄県	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		18	48	161	0	38	14	4	3	3	7	0	4	2	0	0	2	1	1	0	0
		1.0%	2.7%	9.1%	0.0%	2.2%	0.8%	0.2%	0.2%	0.2%	0.4%	0.0%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%

問B 影響が生じていない自治体 261 (14.8%)
問B 直接的には対応していない自治体 4 (0.2%)

参考4-2

生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応を直接的には行っていないと回答した自治体のうち、就学援助制度以外の、経済的に困窮している児童生徒に対する取組などの対応を実施している自治体の状況(平成26年度)

都道府県	自治体数	自治体名	スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	福祉担当部局等と連携した取組	福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	子供医療費助成制度	対象者への手厚い支援	その他
宮城県	1	丸森町							○
群馬県	1	中之条町				○			
神奈川県	3	横浜市	○		○				
		相模原市							○
		愛川町					○		
岐阜県	1	可児市				○			
大阪府	3	高槻市				○			
		寝屋川市	○				○		
		泉南市			○				
山口県	1	下関市	○	○					
福岡県	2	飯塚市							○
		岡垣町					○		○
長崎県	2	佐世保市						○	
		平戸市		○					
大分県	1	豊後大野市	○				○		
沖縄県	2	与那原町					○		
		南風原町			○		○		
合計	17自治体		4	2	3	2	7	1	4

生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応を直接的には行っていないと回答した自治体のうち、自由記述欄に補足説明のある自治体(平成26年度)

都道府県	市町村名	補足説明
宮城県	丸森町	○ 丸森町では子ども医療費助成制度や第二子以降保育料無料化などの充実から、現在の就学援助費制度により十分な対応が出来ていると考える。
神奈川県	横浜市	○ 教育委員会が、市内の私立の小・中学校、中等教育学校(前期課程)、市内の外国人学校(初級・中級部)及び国立・県立の小・中学校、中等教育学校(前期課程)に通うこどもの保護者に対して、就学援助と同様に、経済的な理由で就学が困難な家庭へ補助金を支給して就学を奨励する制度を実施している(外国人学校については、外国籍のこどものみ。) ○ 教育委員会が、市立小・中学校へ在籍している外国籍及び外国につながる児童・生徒を対象として次の事業を実施することで、経済的な理由で日本語学校等へ通うことが困難な家庭等への支援にも繋がっている。 ・日本語教師資格を持った非常勤講師による、日本語初期指導を目的とした日本語教室 ・ボランティアによる、児童生徒の母語での学校生活適応及び学習の支援 ・ボランティアによる、保護者を対象とした学校の各種説明会や個人面談等の通訳 ○ 児童福祉担当部局が、児童扶養手当受給者の就労相談や、就職活動のため一時的に家事・育児に困っている母子家庭、父子家庭及び寡婦の方に家庭生活支援員を派遣し日常生活をお手伝いするなどの、ひとり親家庭への支援を実施している。
	相模原市	○ 本市では、離婚を前提とする別居、世帯構成員の死亡及び疾病等による収入の減少などの事情がある世帯については個別審査を行っている。 ○ 本市の就学援助の経済的(所得)要件につきましては、生活保護基準の1.5倍以下としており、幅広く認定しているものと認識しております。
大阪府	高槻市	○ 通常は、前年の所得金額により審査しているが、勤務先からの解雇や倒産など、昨年に比べ経済状況が悪化した場合は、現年の見做し所得金額により別途審査を行っている。
	泉南市	○ 平成26年6月より生活保護受給の児童を対象に、高校進学や進学後の定着率向上を目指し、「寄り添い型」「マンツーマン方式」で週に1度学習会を開くという事業を実施。来年度より法改正を踏まえ、対象者を経済困窮者へ拡充予定。
福岡県	飯塚市	○ 保護者の所得状況の激変など特別な事情のある世帯は、判定基準は変わらないが、判定基礎となる所得状況などは現在の状況を考慮して判定している。
長崎県	佐世保市	○ 平成26年度の就学援助認定において、生活保護基準の見直しに伴う影響が出ないように要綱改正等を行っておりませんが、「世帯の所得が生活保護基準の1.2倍以下である」というのは、認定の要件の1つであり、基準額を超過した場合でも、学校等と連携をとりながら申請時点での経済状況や家庭環境を考慮して特別に認定を行うなどし、児童生徒が安心して教育を受けられるように対応はしています。
沖縄県	南風原町	○ 平成26年度より、こども医療費助成(通院分・入院分)を0才～中学3年生まで拡大しました。 ○ 平成25年度より、福祉担当部局と連携して就学援助(準要保護)を受けている世帯の生徒に対する学習支援を行っています。 ○ 要綱の改正は行っておりませんが、生活保護基準の1.3倍未満という係数は高い方であると考えています。

平成27年度準要保護認定基準の運用等

(平成27年10月文部科学省まとめ)

都道府県名	自治体数	準要保護の認定基準(複数回答)																		
		ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	イ 市町村民税の非課税	ウ 市町村民税の減免	エ 国民年金保険料の免除	オ 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ 児童扶養手当の支給	キ 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ 個人の事業税の減免	コ 固定資産税の減免	サ 学校納付金の納付状況の悪い等(学費、授業料等)が悪い者または学用品、遊学用品等に不備している者等で保護者の生活状況が改善されるもの	シ 経済的理由による欠席日数が多い者	ス 保護者の職業が不安定で、生活状況が悪いと認められる者	セ 生活福祉資金による貸付	ソ 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	タ 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	チ 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ 市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ その他
1 北海道	179	135	133	130	124	127	136	91	69	120	124	78	72	85	96	139	17	5	1	28
2 青森県	41	35	36	28	29	29	34	16	17	18	19	23	20	27	15	7	6	3	0	15
3 岩手県	33	21	22	18	16	13	24	9	6	13	15	11	8	16	6	16	9	5	0	16
4 宮城県	35	29	30	22	25	25	30	8	5	17	20	10	9	10	22	14	4	4	0	10
5 秋田県	25	14	15	14	9	12	15	6	6	9	11	7	5	7	5	12	4	3	0	3
6 山形県	35	34	30	25	25	25	31	21	20	22	22	22	18	21	21	21	2	3	0	13
7 福島県	54	44	46	43	42	43	47	21	21	34	37	28	26	33	24	19	6	2	0	14
8 茨城県	44	30	31	29	25	27	29	15	10	22	25	16	12	18	15	23	6	1	1	14
9 栃木県	25	20	20	19	17	19	21	12	10	15	17	12	8	13	13	8	6	3	0	10
10 群馬県	35	30	32	27	26	26	30	17	13	22	23	26	17	25	17	11	3	3	0	8
11 埼玉県	63	45	46	39	41	40	49	22	18	36	37	19	19	26	26	41	12	7	1	10
12 千葉県	55	31	31	26	25	26	32	16	9	22	24	16	9	17	19	32	13	3	0	12
13 東京都	62	50	27	26	26	24	34	10	4	21	17	7	3	8	16	46	7	2	0	16
14 神奈川県	33	19	17	15	15	15	20	6	4	12	14	7	6	6	13	20	10	1	0	7
15 新潟県	30	26	26	23	21	21	22	8	7	19	20	9	9	9	19	15	4	6	0	6
16 富山県	15	11	9	8	6	7	10	3	5	5	5	5	4	5	5	2	1	9	0	4
17 石川県	19	13	13	13	13	13	14	7	5	12	13	4	4	6	9	9	1	5	0	4
18 福井県	17	9	12	8	5	5	10	2	2	4	4	4	3	4	6	4	1	5	0	8
19 山梨県	28	25	24	24	23	22	24	6	5	14	21	8	6	10	10	3	0	1	0	16
20 長野県	83	76	81	70	71	71	79	63	58	65	64	67	65	71	64	23	0	6	0	29
21 岐阜県	46	32	35	30	32	30	38	22	16	22	22	20	15	25	21	19	6	7	0	7
22 静岡県	37	28	29	28	27	28	31	21	19	25	25	19	19	21	18	13	7	8	0	10
23 愛知県	54	45	43	44	42	43	45	35	20	41	41	24	22	27	37	20	10	8	0	10
24 三重県	30	20	18	12	14	13	17	8	6	8	9	5	5	8	5	12	7	6	0	10
25 滋賀県	19	16	17	14	11	14	17	11	3	11	10	4	2	5	9	16	2	1	0	5
26 京都府	25	21	19	16	15	17	20	12	8	16	16	10	9	10	13	9	5	3	0	9
27 大阪府	43	27	15	15	16	15	16	8	4	12	13	6	6	8	7	14	16	4	0	17
28 兵庫県	42	27	20	19	18	18	27	13	3	16	17	2	2	8	16	18	17	4	0	13
29 奈良県	40	19	22	10	9	8	17	6	4	5	6	5	5	10	3	15	8	0	0	7
30 和歌山県	31	19	21	15	16	15	24	6	6	12	13	9	9	14	4	4	2	4	0	8
31 鳥取県	20	15	15	13	15	14	15	11	7	11	12	8	8	9	12	10	1	2	0	3
32 島根県	19	18	19	18	17	18	19	7	8	13	17	8	9	12	13	7	4	2	0	3
33 岡山県	28	26	26	25	24	24	27	8	5	13	12	7	4	9	14	6	6	11	0	10
34 広島県	23	21	21	21	21	21	22	7	3	17	17	9	6	9	16	8	5	7	0	8
35 山口県	19	11	7	6	8	7	10	2	1	6	5	1	1	3	6	9	3	5	0	1
36 徳島県	24	12	12	11	10	11	11	7	6	7	10	5	5	9	7	14	3	5	0	6
37 香川県	18	18	18	16	17	16	18	6	6	6	8	5	6	6	5	3	0	9	0	3
38 愛媛県	21	20	19	15	15	16	19	6	6	14	13	8	7	10	13	9	3	2	0	6
39 高知県	35	22	26	23	15	18	20	13	7	18	18	11	7	16	12	14	6	10	0	9
40 福岡県	61	40	37	28	27	25	36	15	10	15	16	13	10	14	11	40	16	1	0	8
41 佐賀県	20	14	14	10	10	10	13	7	4	7	8	6	5	10	4	8	3	2	0	4
42 長崎県	21	18	17	15	15	14	18	13	5	12	12	10	5	9	10	12	4	3	0	6
43 熊本県	46	34	30	30	29	29	30	14	12	27	29	19	16	24	24	18	7	9	0	9
44 大分県	18	13	12	11	11	11	14	7	0	7	7	1	1	5	7	14	2	1	0	5
45 宮崎県	26	21	21	18	20	20	22	16	16	17	19	19	16	18	13	14	0	2	0	8
46 鹿児島県	43	32	38	29	22	24	32	18	21	23	23	16	29	16	7	2	3	0	16	16
47 沖縄県	41	35	34	8	9	9	18	6	4	6	7	13	10	14	6	11	1	3	0	16
合計	1,761	1,321	1,286	1,107	1,069	1,078	1,287	664	504	887	937	649	549	759	743	809	258	199	3	460
		75.0%	73.0%	62.9%	60.7%	61.2%	73.1%	37.7%	28.6%	50.4%	53.2%	36.9%	31.2%	43.1%	42.2%	45.9%	14.7%	11.3%	0.2%	26.1%
																1,067				
																60.6%				

※パーセントは全自治体(1761)に対する割合。

都道府県名		問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)																						
		問A-1					問A-2					問A-3					問A-4							
		係数を見直したか					生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」					問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)							
維持	上げた	影響なし	検討中	その他	ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	
1	北海道	63	3	51	0	22	60	3	13	17	31	1	7	1	0	0	1	1	0	0	1	0	1	0
2	青森県	4	0	3	0	0	4	0	1	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	岩手県	6	1	6	0	3	6	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	宮城県	7	0	6	0	1	6	1	3	2	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
5	秋田県	9	0	3	0	0	9	0	0	1	7	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	山形県	13	1	1	0	6	13	0	5	6	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	福島県	6	1	11	0	1	6	0	2	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	茨城県	11	0	5	0	7	11	0	3	2	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	栃木県	3	1	1	0	3	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	群馬県	6	2	1	0	2	6	0	3	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	埼玉県	11	0	13	0	17	11	0	1	0	10	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	千葉県	11	0	13	1	7	11	0	1	3	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13	東京都	23	0	9	0	14	23	0	7	1	10	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14	神奈川県	9	1	9	1	0	6	3	2	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
15	新潟県	1	0	9	0	5	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	富山県	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	石川県	7	0	1	0	1	7	0	3	0	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	福井県	1	0	2	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	山梨県	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	長野県	9	2	5	0	7	9	0	0	3	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	岐阜県	6	0	12	0	1	6	0	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22	静岡県	7	0	5	0	1	7	0	2	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	愛知県	10	1	7	0	2	10	0	3	1	5	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	三重県	3	1	6	0	2	2	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
25	滋賀県	9	1	3	0	3	8	1	4	0	5	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
26	京都府	5	0	3	0	1	5	0	2	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	大阪府	7	0	1	0	6	5	2	1	1	2	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1
28	兵庫県	12	0	5	0	1	12	0	3	4	5	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	奈良県	9	0	3	0	3	9	0	0	2	6	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	和歌山県	2	0	2	0	0	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31	鳥取県	5	2	3	0	0	5	0	1	0	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32	島根県	3	0	3	0	1	3	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	岡山県	0	0	2	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34	広島県	1	1	6	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35	山口県	4	0	5	0	0	3	1	1	2	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0
36	徳島県	6	0	6	0	2	6	0	4	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37	香川県	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38	愛媛県	2	0	5	0	2	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39	高知県	8	0	5	0	1	8	0	2	1	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40	福岡県	22	1	12	0	5	14	8	3	1	10	0	0	3	0	0	3	0	0	3	0	3	1	3
41	佐賀県	4	0	3	0	1	4	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42	長崎県	9	0	3	0	0	8	1	3	2	3	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
43	熊本県	9	0	8	0	1	8	1	1	5	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
44	大分県	10	1	3	0	0	9	1	4	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
45	宮崎県	4	0	4	0	6	4	0	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
46	鹿児島県	2	0	5	0	0	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
47	沖縄県	7	0	2	0	2	5	2	0	1	3	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0
	合計	368	20	275	3	143	343	25	86	77	174	6	34	8	0	0	6	2	0	9	6	7		
		20.9%	1.1%	15.6%	0.2%	8.1%	19.5%	1.4%	4.9%	4.4%	9.9%	0.3%	1.9%	0.5%	0.0%	0.0%	0.3%	0.1%	0.0%	0.5%	0.3%	0.4%		

※パーセントは全自治体(1761)に対する割合。

【生活保護の基準額を認定基準として使用している自治体】

問A 影響が生じていない自治体	784 (44.5%)
問B 影響が生じていない自治体	256 (14.5%)
影響が生じていない自治体 合計	1,040 (59.1%)

← 次頁より →

問A 直接的には対応していない自治体	25 (1.4%)
問B 直接的には対応していない自治体	2 (0.1%)
直接的には対応していない自治体 合計	27 (1.5%)

都道府県名		問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)																				
		問B-1					問B-2		問B-3					問B-4								
		認定基準額を下げたか					生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」		問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)								
下げた	下げた いない	影響な し	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	アの認定基準に該当するかどうかを確認	イ学校や教育委員会で家計等を個別判断	ウ25年度に比べて25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オその他	アスクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イSSW以外の外部人材の活用	ウ貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ福祉担当等と連携した取組	オ福祉担当と連携した学習支援などの貧困対策の実施	カ就学援助以外の義務教育費の軽減取組	キ子供医療費助成制度	ク対象者への手厚い支援	ケその他		
1	北海道	0	6	10	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	青森県	0	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3	岩手県	0	5	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
4	宮城県	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5	秋田県	1	1	2	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
6	山形県	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7	福島県	2	2	1	1	0	2	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
8	茨城県	0	2	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
9	栃木県	0	2	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
10	群馬県	1	0	2	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
11	埼玉県	0	7	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
12	千葉県	0	5	7	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
13	東京都	2	4	1	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
14	神奈川県	1	3	5	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
15	新潟県	0	1	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
16	富山県	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
17	石川県	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
18	福井県	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
19	山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
20	長野県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
21	岐阜県	0	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
22	静岡県	2	2	3	0	0	2	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
23	愛知県	0	6	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
24	三重県	0	3	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
25	滋賀県	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
26	京都府	0	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
27	大阪府	4	11	0	0	1	4	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
28	兵庫県	2	8	6	0	1	1	1	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	
29	奈良県	2	2	4	0	0	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
30	和歌山県	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
31	鳥取県	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
32	島根県	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
33	岡山県	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
34	広島県	0	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
35	山口県	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
36	徳島県	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
37	香川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
38	愛媛県	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
39	高知県	0	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
40	福岡県	1	11	4	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	1	1	1	1	1	
41	佐賀県	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
42	長崎県	1	1	1	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
43	熊本県	0	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
44	大分県	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
45	宮崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
46	鹿児島県	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
47	沖縄県	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計		19	120	107	1	11	17	2	5	6	5	0	2	2	0	0	2	1	1	2	1	1
		1.1%	6.8%	6.1%	0.1%	0.6%	1.0%	0.1%	0.3%	0.3%	0.3%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%

問B 影響が生じていない自治体 256 (14.5%)
 問B 直接的には対応していない自治体 2 (0.1%)

参考5-2

生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応を直接的には行っていないと回答した自治体のうち、就学援助制度以外の、経済的に困窮している児童生徒に対する取組などの対応を実施している自治体の状況(平成27年度)

都道府県	自治体数	自治体名	スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	福祉担当部局等と連携した取組	福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	子供医療費助成制度	対象者への手厚い支援	その他
北海道	3	函館市						○	
		室蘭市	○		○				
		伊達市		○					
宮城県	1	柴田町	○				○		
神奈川県	3	川崎市						○	
		相模原市							○
		愛川町					○		
三重県	1	東員町						○	
滋賀県	1	豊郷町					○		
大阪府	2	大阪市	○				○	○	○
		寝屋川市	○				○		
兵庫県	1	姫路市	○	○		○			
山口県	1	下関市	○	○					
福岡県	9	福岡市	○	○	○	○	○	○	○
		飯塚市							○
		田川市	○						
		小郡市	○	○			○		○
		粕屋町	○					○	
		芦屋町					○		
		岡垣町					○		○
		大任町		○					
		赤村		○					
長崎県	1	平戸市		○					
熊本県	1	錦町				○			
大分県	1	杵築市						○	
沖縄県	2	与那原町					○		
		南風原町			○		○		
合計	27自治体		10	8	3	1	11	7	8

生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応を直接的には行っていないと回答した自治体のうち、自由記述欄に補足説明のある自治体(平成27年度)

都道府県	市町村名	補足説明
神奈川県	相模原市	○ 本市では、離婚を前提とする別居、世帯構成員の死亡及び疾病等による収入の減少などの事情がある世帯については個別審査を行っている。
		○ 本市の就学援助の経済的(所得)要件につきましては、生活保護基準の1.5倍以下としており、幅広く認定しているものと認識しております。
三重県	東員町	○ 一定の係数の見直しにつきましては、毎年、教育委員会にて検討している。
大阪府	大阪市	○ 認定基準額は、大阪市児童生徒就学援助規則、及び規則取扱要綱により「当該年度の前年4月1日の本市生活保護基準額に基づき算定するものとする。」と定めている。
山口県	下関市	○ 標準世帯の基準額は、平成27年度3,291千円、平成26年度3,305千円で、引下げ額1万4千円程度であり、平成26年度の基準と比較した場合、影響は少ないものと考えられる。
福岡県	福岡市	○ 福岡市では、子どもの貧困対策として、下記の取り組みを行っている。 【各局】 ▽ 寡婦(夫)控除のみなし適用(こども未来局、住宅都市局、教育委員会) 税制上の寡婦(夫)控除のみなし適用を実施。 対象: 保育所保育料、私立幼稚園就園奨励補助金、市営住宅使用料の減免、就学援助認定など 【教育委員会】 ▽ 就学援助 平成26年度より入学準備金を入学前に前倒して支給。 ▽ スクールソーシャルワーカー スクールソーシャルワーカーを活用して、教育と福祉の両面から児童生徒を支援。 【保健福祉局】 ▽ 子どもの健全育成支援事業 生活保護家庭の有子世帯に対し、学校など関係機関との連携を図りながら、家庭が抱える様々な課題への取組や、子どもの就学や進学に係る相談・支援を行い、将来における社会的・経済的自立を支援。 ▽ 子どもの学びと居場所づくり事業 「家」と「学校」に自分の居場所や学習環境がなく、学習が遅れているという課題を抱えた生活保護世帯及び低所得世帯の子どもに、「学び」と「社会とのつながり」のための居場所を提供し、学習支援と生活や進路などに関する相談対応、助言・指導を実施。
		○ 保護者の所得状況の激変など特別な事情のある世帯は、判定基準は変わらないが、判定基礎となる所得状況などは現在の状況を考慮して判定している。
		○ 就学援助が非該当となった世帯について、申立があった場合、申立の内容を考慮した上で再度審査を行っている。
		○ 岡垣町では法的根拠等を踏まえ、支給要綱に基づき就学援助を行っている。 就学援助制度は一般財源化され、各自治体の裁量に任されています。その上で生活保護の影響回避について国から要請があるのであれば、全国一律の方針を示し、制度設計すべきと考えます。
大分県	杵築市	○ 認定基準の変更は行っていないが、申請された項目に該当しない場合に、それ以外の基準に当てはまる世帯かどうか出来る範囲で確認を行い、必要に応じて申請者や学校等と協議を行っている。
沖縄県	与那原町	○ 子ども医療費助成の入院における助成は、高校生世代まで対象年齢にしている、平成26年度より自動償還方式を導入。
	南風原町	○ 平成25年度より、福祉担当部局と連携して就学援助(準要保護)を受けている世帯の生徒に対する学習支援を行っている。 ○ 平成26年度より、こども医療費助成(通院分・入院分)を0才～中学3年生まで拡大している。 ○ 認定要件のひとつである『世帯の所得が生活保護基準の1.3倍未満』というのは、他市町村と比較しても高い方であるので、要綱の改正は行っていない。